

平成 27 年 9 月 14 日

衛生害虫の防除を目的とした繊維製品に係る取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、「はえ、蚊、のみ等の衛生害虫の防除を目的とし、薬品を塗布した繊維製品」(上着やブランケット等)の医薬部外品該当性について照会がありました。

厚生労働省及び経済産業省で検討を行った結果、今般照会のあった繊維製品については、人体に対する作用が緩和なものである場合、医薬部外品に該当する旨の回答を行い、その取扱いが明確になりました。

今後品目ごとに「医薬部外品」の製造販売承認申請を行い、承認された場合には、承認された効果・効能を具体的に謳うことで、他社製品と差異化が可能となり、市場の活性化につながるが見込まれます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣です)。

(本発表資料のお問い合わせ先)
製造産業局繊維課長 寺村
担当者: 菅野、瀬戸
電 話: 03-3501-1511(内線 3861)
03-3501-0969(直通)